

## 令和7年度第1回滝沢市子ども・子育て会議 議事録

- 1 開催日時 令和7年10月1日(水) 14:00~15:00
- 2 開催場所 滝沢市役所4階中会議室
- 3 出席者 (委員)  
齊藤とも絵委員、三上礼奈委員、佐藤正和委員、高橋正俊委員、小笠原香委員、  
前田康夫委員、工藤純世委員、水本真美委員、大塚健樹委員、芳賀寛委員、  
定島勝次委員、本宮真樹委員  
(市側出席者)  
滝沢市副市長 岡田洋一、健康こども部長 猿舘睦子  
子育て課長 藤島紀子、同総括主査 阿部江利子、同主査 佐々木亮介  
こども家庭センター所長兼保健師長 滝田律子、同総括主査兼総括保健師 佐々  
木悠美、同主任主査 村田大輔、同主任保健師 谷地亜有子
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事  
(1) 第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について  
(2) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

### 会議経過

(会議に先立ち、資料の確認)

#### 1 開 会

委員15名中11名の出席があり、滝沢市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項により委員の半数以上の出席であることから、会議が成立することを宣言し開会。(会議成立の確認後、委員1名が入室したことで、出席委員は12名となった)

#### 2 挨拶

- ・市長挨拶 副市長代読(挨拶後、退席)。
- ・事務局より、会議の趣旨の説明、会議の公開等について説明し了承いただく。
- ・議事録署名人の指名について、事務局案を提示してほしい旨の発言あり。事務局から「前田康夫委員」及び「水本真美委員」を案として提示。異議なしとの意見により、議事録署名人に「前田康夫委員」及び「水本真美委員」が指名された。

#### 3 議 事

##### (1) 第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について

会長：それでは議事(1)「第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の実績報告」ということで、事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

事務局：資料1をご覧ください。「第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の実績報告」についてご説明します。市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に策定が義務づけられており、第2期計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっております。政策の体系は、基本理念「子どもが安心して暮らせる環境づくり」に、3つの基本的視点と2つの基本目標、個別施策を設定しておりました。重点項目は、①多様な保育等の確保と、②地域子ども・子育て支援事業の充実です。今回、令和6年度分の達成状況

について点検評価をまとめましたので、子ども・子育て会議でご意見をいただき、確定後に公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。なお、先ほどの市長挨拶にもありました通り、現在は昨年度の子ども・子育て会議で諮問し、答申いただきました第3期計画がスタートしております。第3期計画の策定に当たりましては、アンケート調査や実態把握などを行っていることから今回の第2期の実績報告については令和6年度分についての内容となっております。

2ページをご覧ください。計画全体の成果を掲載しております。基本目標の取り組み指標の成果については、市が毎年実施しております「滝沢地域社会に関するアンケート調査」の結果となっております。基本項目1については、令和6年度実績値として28.3%となっております。前年度から減少をしており、計画値には届きませんでした。基本目標2については、令和6年度実績値73.5%でした。令和元年度の基準値である68.5%からは上昇しておりますが、計画値である83.2%には届いていないという状況になりました。

続きまして3ページから7ページまでをご覧ください。ここからは、個別政策1「多様な保育等の確保」についてまとめております。施設の利用定員制については、令和5年度末で私立保育所分1か所が減少したことにより、利用定員が20人減少しました。また、子どもの人数は減少傾向にあり3号認定の保育利用率減少しております。一方、教育・保育施設の運営法人のご協力のもと、保育所定員の弾力勤務が行われたことや、関係市町や当該保育所との連携による広域利用が進められたことから、令和5年4月の待機児童数は16人でありましたが、令和6年4月の待機児童は5人に減少しております。今後も保育対策総合支援事業等により保育人材の確保を図り、引き続き利用定員の弾力的運用および広域利用を柔軟に活用して、待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして8ページから16ページまでをご覧ください。ここからは個別施策2「地域子ども・子育て支援事業の充実」に関わる内容についてまとめております。まず初めに10ページ目をご覧ください。放課後児童健全育成事業につきましては、実際の利用ニーズが令和5年度実績と比較すると減少しております。ただ、この実績の人数は、国の交付金算定に使用する人数を用いていることから、実際の利用している児童数の実数とは計算の仕方が変わっております。実際の利用する児童数は増加傾向、年々増加する傾向にあります。次に11ページをご覧ください。乳児家庭全戸訪問事業、それから16ページの妊婦健康診査事業については少子化に伴い実績が減少傾向となっております。次に12ページをご覧ください。地域子育て支援拠点事業については、実際のニーズが令和5年度と比較すると減少はしているものの、地域の子育て支援の中核的施設として、子育ての情報提供、育児相談等の必要な支援を行っております。次に15ページをご覧ください。ファミリー・サポート・センター事業となっております。委託をしている事業ですけれども、受託者の方におかれまして、ミニ講習会などの機会を増加したことにより、活動件数が増加しており、依頼会員の増加傾向にあります。第3期計画におきましても、各事業実施してまいりたいと考えております。以上で第2期の達成状況の報告を終わります。

会長：ただいま事務局の方からご説明がありました。何かご質問ご意見があればお願いいいたします。

委員：第3期が始まっているということでお伺いしましたが、第2期の実績として今教えていただいた部分で、最後は減っているという項目が多かったと思うのですが、それをもって第3

期の計画値の数字を修正する、減少させるということにも繋がるものなのでしょうか。

事務局：第3期計画につきましては、昨年度皆様に策定いただいて、今年度から開始しているところですが、基本的に、毎年毎年、計画値を変更するという予定はしていないところですが、計画年数は5年間となっておりますので、場合によっては中間見直しということも考えられるというところですが、ただ、現状今、見直すかどうか確定のお答えはできない状況にはございます。

委員：いずれにしても現状や状況を見ながらということですね。常に何かリサーチをしているというふうなものなののでしょうか。このアンケートの部分も、いっとうとって、どうだっというふうなものは、私達は分かってるものなのでしょうか。

事務局：子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、策定年度の前々年度末にアンケートを実施しております。あとは、例えば、最初の指標でちょっと下がっているという指標については、市の総合計画でも使っている指標ですので、そういったのは毎年指標としては取っていますが、計画そのものの数値は、5年間を見通して計画したものですので、計画の量としては、毎年毎年変える予定はございません。ただ、毎年実績の数値としては皆様にお示しして、そこについては評価をしていただくことになっております。

委員：何か急激に予算を減らされたりとかっていうのもちょっと心配するところではありましたが、そういったことが急激に起こることではないという理解でよろしいですかね。何か先ほどみたいに何か急激にというふうな言葉もあったと思うのですが。

事務局：基本的に事業を急に止めるとか、そういった事業はこの計画に掲載されているものについては、ないと思っておりますので、事業自体は継続をするものではありますが、その量や人数などの実績数値については、その計画値とは差が出てくる場合があると思っております。

会長：よろしいでしょうか。他にございますか。それでは第1号議案につきましては、ご説明のとおりということで、進めさせていただきたいと思えます。

## **(2) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について**

会長：続きまして、(2)「第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」ということで、(ア)「こども家庭センター所管の令和7年度新規事業」ということで、ご説明をいただきたいと思えます。この説明と質疑を行った後に、(イ)、(ウ)というふうに進めさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局の方からご説明よろしくお願いたします。

事務局：それではこども家庭センターの方から進めさせていただきます。資料の1ページになります。まず、最初に母子保健事業の令和7年度の新規事業になります。一番上は5歳児健康診査、こちらは対象が年中のお子さんになります。目的としましては、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うこと、子どもの健康の保持及び増進、虐待の予防、早期発見を目的として実施しております。市内のこども園さん・保育園さんに、現在ご協力いただいております、こちらは園の健康診断にて実施させていただくものになります。未就園のお子さんにつきましては集団健診を行います。現在、園に赴きまして、事前観察を実施しているところになります。今後、園の先生による診察、実際の検診を実施していく形にしております。

2つ目は、ほっこりママサロンという事業です。こちらは妊娠16週以降の妊婦さん、あとは産後1年未満の産婦さんが対象となります。地域の保護者同士の仲間作りを大きな目的

としまして、セルフリラクゼーションですとか、軽運動の相談、おもちゃ作り体験等を実施して交流していただいております。

3つ目は、産後ケア事業の市直営施設型というものになります。こちらは産後1年未満の産婦さんが対象となります。以前から実施しております、訪問型ですとか、医療機関で日帰りケアを受ける医療機関型の産後ケアの他にですね、滝沢市役所裏手の分庁舎の方で、ほっこりルームを開設しまして実施しております。お子さんをスタッフがお預かりいたしまして、産婦さんにゆっくりと休んでいただけるような事業となっております。

四つ目です。おたふく風邪ワクチン予防接種費用助成です。こちらは1歳のお子さんが対象となります。滝沢市で指定している医療機関で受ける接種に4,000円の助成となります。

あとは一番下が、初回参加受診料助成です。こちらにつきましては非課税、生活保護等低所得妊婦の方が対象となります。妊婦さんの経済的な負担を減らして、早期の産科受診と、必要な支援に繋げるため、初回の産科受診の自己負担の費用を助成するものとなっております。母子保健事業につきまして1ページについては以上となります。

続きまして、資料2の裏面をご覧くださいと思います。児童福祉部門の新規事業でございます。まず、子育て短期支援事業、こちらは従前から行っておりました事業でございますけれども、拡充が行われましたので、ご説明させていただきます。対象は、保護者が、病気や仕事などにより一時的に家庭養育が困難となった場合のご家庭を対象としております。拡充した部分といたしましては、これまでお子さんのみの対象だったんですが、親子が一緒に入所することが可能になりました。施設の空き状況にもよりますが、親子での入所が可能になりました。あとは、利用日数につきまして、これまで7日間と原則定めていたものが14日間に拡充されてございます。こちらにつきましては、令和7年4月から実施しております。

続きまして、子育て世帯訪問支援事業でございます。対象は家事・子育て等に対して不安負担を抱えた子育て家庭、妊産婦やヤングケアラーなどがいらっしゃるご家庭を対象としております。内容といたしましては、居宅を訪問させていただきまして、家事や子育てなどの支援を実施するものものとなっております。利用者負担額につきましては、生活保護世帯、市民税非課税世帯、あとは市民税所得割課税額が7万7,101円未満の世帯につきましては0円、それ以外のご家庭につきましては1回500円と定めてございます。時間は1訪問当たり2時間までとなっております。こちらの事業につきましては令和7年7月から実施してございます。

次に、親子関係形成支援事業です。今年度始めた事業でございますが、児童との関わり方や子育てに悩み不安を抱えている保護者を対象にしたものになっておりまして、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童との関わり方を学び、情報の提供・相談などを行わせていただく事業となります。1回90分4回コースで2クールを基本としておりますが、今年度は講師の先生方と相談の上、1回5コースで2クールで計画をしております。

次に、ヤングケアラー支援体制強化事業ですが、まず、ヤングケアラーの支援においては、安心して自身の家庭の状況ですとかを話せる環境作りというのは、必要と言われております。そのことから滝沢市の要保護児童対策地域協議会などの方を対象として、いわゆるヤングケアラーの方の早期発見の着眼点把握への対応方法についての研修を今年度を実施する予定と

なっております。

次の子育て支援訪問事業ですが、行政機関や地域における支援に繋がっていない家庭等を対象としておりまして、主には、健診の未受診者ですとか、地域の方から心配される声のある家庭に対して、こども家庭センターの方でオムツなど育児用品の配布をきっかけとして関わりを始めるというような事業になっております。

最後に今年度、こども家庭センターでは虐待防止などをメインとして、周知啓発のために市の出前講座に「こどもの虐待防止皆で守ろう親子の未来」という新規メニューを登録しておりますので、関心のある方等へ広く勧めていければと考えております。

委員：5歳児健診については周りからもよく聞くのですが、なんで健診をするのかとか、健診で指摘されたらどうしよう、という不安とかが聞かれてまして、説明とかが必要なのではないかと思います。その部分は今後どうなのかなというふうなところ。あとは、初回の産科受診助成の部分で、非課税、生活保護対象ってありますが、これをどのように市でお知らせしているのかなというふうに思っております。滝沢市でどのくらいの案件があるか分からないのですが、本当にこの必要としている人が、制度を知っているのかなというふうに思っています。例えば、中学校と連携して、こういった情報を預けているのかどうか、そういった部分もどうなのかなと思うので、もしやられたら教えていただきたいです。

事務局：まず初めに、5歳児健診の保護者の方への説明状況というところになります。やはりこちらの会議でも昨年度もそういったご意見をいただきましたので、始める前に、各園さんを回らせていただきまして、保護者の皆様に、事前に5歳児健診の目的ですとかについて説明させていただいております。その中身といたしましては、あくまでもお子さんの特性ですとか、苦手さとか、そういったところを私達と一緒に考えさせていただいて、就学まで安心して皆さんが相談できるような体制を整えていくものですというご説明をさせていただいて、保護者の皆様にもご理解いただき、全員の方が現在のところ、健診の方ですね、問診票も書いていただいて、関係機関とのいろいろな情報の交換もOKですよということでご同意いただき、ご理解いただいている状況です。今後、まだ始まったばかりですので、皆様からこういったところも少し聞きたいとか、ちょっと講演とかで聞けるような機会もあるといいと思うのですけれども、他にもご意見をお聞きしながら、事後指導に生かしていきたいと思っておりますので、園の皆様とも、ご意見いただきながら今後も進めてまいりたいと思っております。

それから低所得の妊婦さんを対象とした初回産科の受診料助成につきましては、現在のところ、今年度につきましてはそういった方がいらっしやらない状況にはなっております。昨年度はそういった方がいらっしやって、このような受診料の助成、国の方の補助事業もありますので、検討して事業化したものになります。受診をされる方は産科の医療機関の方にいらっしやいますので、そちらの方に周知をしております。もし、そういった方がいらっしやる場合は、市にご連絡いただきながら、申請していただくような流れにしていますし、あとはホームページの方にも公開していくような体制にしております。

委員：もうちょっと何か周知していただければいいかなというふうにも思っています。こういった制度があるのであれば、やはり困ってしまうのが、ご自身というか本人なので、先に知っておいて、そうなる前に、何かしらの知識があれば、産科さんがとか、そういったところに行けばわかる、ホームページを調べるもやはりそうなるから、なんだ

ろうけれども、そうなる前に、こういった制度が滝沢にはあるんだよ、という部分は、先に分かっていたら何か作っていただいて、配布するだけでもちょっと変わるのかなっていうふうな気もするので、もしあれば。

事務局：もう少し広く周知していけるように、リーフレットも現在、一般の方向けに作成中ではありましたが、どのようなところに配布していくのが望ましいのかということも、また皆様にご意見いただきながら、啓発していきたいと思えます。

会長：今ちょっと5歳児健診のことでたんですけれども、これ皆さんご存知のとおり、いろんなこういう気になるお子さんのことについて、いろんなご意見出まして、滝沢市として改めてこういうのを今年度から実施したという経緯があるかと思えます。実はあの夏にですね、子育て支援についての研修会がございまして、そちらの方で保育士さんとか、そういう方々にこの事例をご紹介したところ、他ではやってないものですから、ぜひこういうのを広めてほしいというご意見をたくさんいただきましたので、ぜひ滝沢市のみならず、県下の方に広めていただきながら、今おっしゃったように、いろいろまだ課題はあると思えます。始めたばかりですので、そういったようなものを、皆さんでご意見いただきながら、子どもたちがうまく成長過程でしっかりと成長していけるような取り組みに昇華させていってほしいなと思えます。何かその点につきまして付け加えてご説明ありましたらよろしくお願ひしたいと思えます。

事務局：岩手県内でもまだ10か所もないかなというところで5歳児健診が始まっておりますけれども、今県内でも各市町村、始まっているところとも連携をしながら、事後指導のあたりをどのようにしていったらいいかというのを皆さんで研修や情報交換しながら行っているところです。それから、本日まるっこ広場というのをご紹介させていただきましたが、9月末からの開始のものは、どちらかという小学校以上のお子さんの保護者さんを対象にしておりますけれども、1月以降もまた開催する予定で、こちらの方は5歳児健診のお子さんに保護者さんも対象にしたような内容で、まず実施できればというふうに思っております。あと、健診医の監修は全園で行いますけれども、この後事後指導会もありますのでこちらの方では、保健師だけではなくて、ことばの相談の先生ですとか、教育相談ですとか、学校関係の方とも連携しながら、学校に繋いでいくような形を整えていきたいと思っております。あとは、学校に上がってからも困らないように、何か連絡会みたいなものも実施していけたらというのは、先生ともお話ししている段階ですので、ぜひご意見いただきながらお子さんや保護者さんが困らないように作っていきたく思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長：他に何か皆さんの方で案につきましてご意見ご質問ありましたらお願ひいたします。

委員：今の5歳児健診に関係してですけれども、こうやって丁寧に診ていく機会が増えていくことで、療育があつたらいいよねっていうお子さんたちが出てくるが増えてくるかなっていうふうに予想するんですけども、その療育の場っていうのが今現在、あんまりたくさんあるとはいえない状況かなと思っております。来年度以降、新たに市としてあるいは、市の中で療育の施設っていうのが増えていく見込みというか、新しく事業所ができるっていうようなことはありますか。

事務局：健康こども部の方では、療育のその福祉サービスの担当部署ではないのでこの場ではちょっと申し上げられないのですが、5歳児健診もありますし、療育のサービス、福祉サービスだけではなくて、保健サイドでもどのような形がその福祉と保健と教育関係とどのような

ものがあつたら皆さんが困らずに学校まで就学まで積み上げていけるのかというのを、今後皆さまとともに考えていきたいと思ひます。それから国の方から5歳児健診のフォローアップの体制としては、福祉サービスだけではなくて、やはり保護者さんと相談をして、一緒に子どものことを考えて、就学にのぞんでいくという体制がむしろ望ましいといったふうな通知もありまして、我々保健サイドとしてはそちらの方に力を、相談業務に力を入れていきたいと考えております。

会長：他に皆様何かございますでしょうか。

委員：このまるっこ広場というチラシを見させていただいたのですが、小学校以降のお子さんを持つ保護者さんへっていうところで、小学校以降のお子さんを育ててる方って今、学童のニーズがすごく高いということもありまして、働いてる親御さんって半分以上いらっしゃるんです。そういった中で、内容を見させていただきますと、保護者にもぜひ聞いていただきたい内容だなとは思ひのですが、日付だったりとかですね、時間のところで、ちょうど働いている時間帯にこういうのがあると、ちょっとなかなか聞きたくても聞けないという方とか多いんじゃないかなっていう、思ったところが一点です。

もう一点が、私も周知の仕方というかそういうところだったのですが、こちらって小学校以降の親御さんたちには、どのように周知をされていたのかというところをちょっとお伺ひしたいです。

事務局：まるっこ広場につきましては、まず日時のところについて、今年度から講師の先生と手探りで検討しながら始めたところですが、今回9月以降の部分につきましては、確かに平日の午後の開催になっておりまして、できれば土日がいいなという声もプレ開催したときにですね、声をいただいた方もいらっしゃいます。始まる際に、他市町村さんにも情報を収集させていただきまして、土日開催か平日開催かというところを講師の先生とご相談させていただいたところになります。今後ですね、参加していただいた方からのアンケートも現在取っているところにはなりますので、日付の部分とか曜日につきましては検討させていただく部分にはなるかなと考えております。

周知につきましては、児童福祉の方の家庭支援事業に入っている事業になりまして、本来ですと、例えば、お子さんに対して虐待をしてしまったり、分かっているても手が出してしまうとかそういった方に、困っている親御さんを対象に実施する事業です。市で現在要対協で関わっているケースの方々に、担当者が既に関係性ができているような方々におすすめしたりですとか、あとは、母子保健の保健師から、このご家族には必要そうだよねっていうところを検討しながら進めている段階ではあるのですが、今後、冬以降の開催につきましては、広報ですとか、あとはホームページの方でも早めにお知らせさせていただきまして、SNSの方でもですね、公式LINEの方にも挙げさせていただきまして広く周知の方を行ってきたいと考えております。

会長：他につきましてはよろしいでしょうか。では、続きまして、(イ)滝沢市乳児等通園支援事業という、こども誰でも通園制度についてということで、事務局の方でご説明をお願いいたします。

事務局：資料3「滝沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について」をお手元にご用意いただければと思ひます。本日は、2「実施内容(案)について」というところと、3「設備及び運営に関する基準について」、市の条例を定めることについてございますので、その

あたりで意見頂戴できればというふうに思っております。

では、1「制度概要について」をご覧ください。こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。この制度は、令和6年度に試行的事業として全国の118の自治体で実施されまして、令和7年度は法律上制度化され、254の自治体で実施予定となっております。本市では、全自治体で実施となる令和8年度から実施いたします。こちらの資料には記載していないんですけれども、市内各園で実施していただいている一時預かり事業と似ておりますので、その違いについてお伝えします。一時預かりは、保護者の通院だとか、冠婚葬祭だとか、保護者の立場からの必要性に対応するためのものとなっておりますが、こども誰でも通園制度については、保護者のために預かるというのではなく、遊びや学びをとおして、子どもの健全な成長を促すということが主な目的となっております。

次に、2「実施内容(案)について」をご覧ください。こちらは、こども家庭庁から発出された手引きや会議資料等に記載された令和7年度の内容を参考に作成したものです。まず、利用対象についてですが、0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない児童です。利用時間については、月一定時間の利用可能枠で、国の上限は子ども1人当たり月10時間となっております。利用料については、一時預かり事業と同様に、事業所が直接徴収する方法となります。利用にあたっては、保護者が市窓口等で利用登録をした後、国が基盤整備する、総合支援システムという予約システムを活用し、予約を行うということを想定しております。実施場所については、認可保育所、認定こども園等幅広い場所が考えられますけれども、初年度においては、認可保育所及び認定こども園で実施することを想定しています。

次に、3「設備及び運営に関する基準について」をご覧ください。乳児等通園支援事業については、児童福祉法において市町村による認可事業として位置づけられました。乳児等通園支援事業については、その設備及び運営について内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めるものとされております。滝沢市の基準については、国の基準と異なる内容を定める特別な事情等はないことから、国の基準のとおり、滝沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例を定めます。条例案については、3ページ目以降のとおりとなっております。また、資料には記載しておりませんが、乳児等通園支援事業を実施しようとする事業者は、児童福祉法等に基づく認可と子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける必要があることから、それぞれの手続きに関する規定について、新規制定及び一部改正を予定しております。

次に、4「予算案について」をご覧ください。実施に係る財源は、乳児等のための支援給付交付金、国補助金と、乳児等のための支援給付負担金、県補助金を活用する予定です。

次に、5「今後の方向性について」です。第3期の計画策定の際に、国から示された算定方法を参考に、令和8年度と令和9年度については、子ども1人当たり月3時間を上限、令和10年度以降は国の上限のとおり、子ども1人当たり月10時間上限ということで見込み量を算定しておりましたけれども、先月、令和7年9月に国の基本方針及び量の見込みの手引きが改正されましたので、改めて量の見込みを算出する予定としております。現時点では、8年度、9年度についても国の上限のとおりで算出することを検討しております。

次に、6「実施スケジュール案について」をご覧ください。本年12月に、設備及び運営に関する基準についての条例を議決いただいた後で、事業者様から認可等の申請を受け付けます。年が明けて、1月から2月頃に開催予定の第2回のこちらの会議において、認可等についてのご意見をいただければと思っております。その後、認可等の手続きを行い、3月には保護者様からの利用申請を受け付け4月から事業開始というふうに予定しております。国から今後示される部分もあることから、動向を確認しながら、事業開始に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

続けて、(ウ)についてご説明いたします。資料4「滝沢市中心拠点商業地区内の新設保育所について」の資料をお手元にご用意いただければと思います。第3期計画に基づき、新たに保育施設を整備することとし、事務を進めておりますので、概要についてご説明いたします。施設種別は保育所で、施設名は「(仮称)滝沢えほんの森保育園」、場所は滝沢市中心拠点商業地区内で、令和8年4月1日の開設を予定しております。設置者は、株式会社みんなの未来計画で、令和7年度現在、全国で22の施設を運営しており、県内では盛岡市で3施設、紫波町で1施設を運営しています。この法人では、令和8年度に本市を含む5施設を全国で開園する予定としているそうです。施設概要につきましては、構造は木造平屋建てで、延べ床面積は452.76平米、定員は71人です。建築に当たり、幼少期に木材に触れる貴重な体験ができるよう、園舎の構造を木造とし、内装においても、木材を利用するというふうに聞いております。これまで保育環境の整備として、民間保育所の建て替えに合わせて定員を増加させる等の取り組みを行ってまいりましたが、今年度においても待機児童の解消には至っていない状況でございます。入所している児童であっても、兄弟姉妹で別園に通わざるをえない家庭もあつたり、また、本市在住の児童であっても、他市町の保育施設に広域入所している児童も多い状況です。安全で安心な保育環境の中、子どもの最善の利益のための保育を行い、健やかな成長発達を保障する必要があるということで、新たに保育施設を整備し、保育環境の充実を図ってまいります。

会長：はい、ありがとうございます。それでは、(イ)と(ウ)につきまして皆さんの方からご意見とか、ご質問あればお願いいたします。

以上で事務局の方からは説明は終わるわけですが、皆さんの方で何か「その他」でございませうでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局の方に司会をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 4 その他

事務局：会長ありがとうございます。委員の皆様もご質問等、ご意見ありがとうございます。それでは次第4「その他」に入りたいと思います。委員の皆様から何か連絡等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、これで本日の会議の一切を終了いたします。

今後の会議につきましては、誰でも通園制度の認可に関する事、新設保育所にかかる定員に関する事を予定しております。時期としては年明けを予定しておりますが、詳細日程等につきましては別途ご案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

#### 5 閉会

会議の一切を終了。

議事録署名委員

議事録署名委員